

相模原市監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年12月26日に実施した土木部各課・機関の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成19年3月27日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 栗 原 勤

同 久保田 義 則

同 岸 浪 孝 志

1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成19年3月20日

(2) 市長が講じた措置の内容（全文）

ア 土木計画課の財団法人相模原市みちの協会運営費補助金の支出において、補助対象となる経費の内訳等が不明確となっていた事例につきましては、次のとおり事務の改善を行いました。

(ア) 平成18年度補助金等交付申請書に添付されている収支予算書等において、その補助対象となる経費の内訳が明確になっていない事例につきましては、みちの協会からの補助金交付申請時に、経費の内訳明細を示した「補助事業内訳書」の添付を義務付けることとしました。

(イ) 精算の前提となる人件費補助額が補助金等交付決定通知書において明示されていない事例につきましては、みちの協会からの補助金交付申請時に「派遣職員人件費の内訳」の添付を義務付け、内容の審査を行った上で補助金等交付決定通知書において、派遣職員人件費の予算額を明示することとしました。

(ウ) 収支決算書において、補助対象経費として執行された事業費等の経費内訳が明確になっていない事例につきましては、みちの協会からの補助事業等実績報告書提出時に補助金の使途の内訳明細を明示した「補助事業実績内訳書」の添付を義務付けることとしました。

以上の改善事項につきましては、次年度以降も適正な事務執行が担保されるよう「相模原市みちの協会運営費補助金交付要綱（平成19年4月1日施行）」に明記するとともに、補助金等交付申請書等の的確な審査を行い、複数人で点検してまいります。

イ 道路補修課の市道相模淵野辺街路樹木緊急管理委託等において、業務完了日と支出負担行為日との不整合など、予算執行手続上において不適切な事項が見られたことにつきましては、今後、同様の事例の発生を防止するため、次のとおり事務の改善を行いました。

当該業務の執行につきましては、市民などからの要望や職員による現況調査などにより作成した「安全施設等要望処理カード」に基

づき、執行管理を行っておりますが、この「安全施設等要望処理カード」の様式に新たに財務担当者の確認押印欄及び留意事項を追加するなど様式を整備し、執行管理の体制を整えることにより今後同様の事例の発生を防止することと致しました。

ウ 河川整備課の準用河川鳩川及び準用河川姥川・水路の除草等委託において、不適切な事例が見られたことにつきましては、次のとおり事務の改善を行いました。

(ア) 変更委託設計書における変更後の予定数量が堤防除草工(人力)等の工種において実績数量を下回る結果となっていたことにつきましては、変更委託設計書を検算者2名で「設計積算チェックシート(除草等業務委託)総価単価」により点検を行っておりますので、同チェックシートの様式に新たに「予定数量の確認(実績数量との照合)」欄を追加し、様式を整備することで執行管理の体制を整えることにより今後同様の事例の発生を防止することと致しました。

(イ) 単価契約における契約工種以外で類似する作業の工種について、特記仕様書に基づき、発注者と受託者の協議により施工単価を決定し対応しているものが、既支払額の3割を超える割合となっていたことにつきましては、対象工種及びその施工単価を予め明確にし、発注する工種を限定するよう「除草業務特記仕様書」を変更し、契約工種以外の特殊な工種の必要が生じた場合には、別途発注するものとし、より適正な事務処理を行うことと致しました。

(参考)

土木部定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成18年12月26日

2 監査の結果

(1) 土木計画課の各事業の支出に関する事務を調査したところ、財団法人相模原市みちの協会運営費補助金の支出において、次のような不適切な事例が見られた。

ア 補助金等交付決定通知書に補助金交付条件として、補助対象

の経費や補助額が記載されているが、平成18年度補助金等交付申請書に添付されている収支予算書等ではその補助対象となる経費の内訳が明確になっていない。

イ また、補助金交付条件では市派遣職員に係る人件費（報酬・給与手当・福利厚生費）については、会計年度末に精算を行うことになっているが、その前提となる人件費補助額が補助金等交付決定通知書において明示されていない。

ウ 平成17年度補助事業等実績報告書の添付書類である収支決算書においても、人件費補助分を含め、補助対象経費として執行された事業費等の経費内訳が明確になっていない。

これらのことは、補助金の交付と精算がその内容を精査することなく行われていることになり、極めて不適切である。

補助対象経費の内訳や補助金の使途の明示及び収支決算における実績額の内訳を明確にすることは補助金交付事務の基本である。

補助金の交付事務においては、補助金等交付申請書等の審査・点検体制を見直すとともに、みちの協会に対し補助対象経費等に係る内訳書の添付を指導する等、適正な事務執行に努められたい。

(2) 道路補修課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、市道相模淵野辺街路樹木緊急管理委託において、業務の完了日が平成18年3月15日であるのに対し、支出負担行為書は平成18年4月3日に起票されている事例が見られた。また、市役所前通街路樹木緊急管理委託においても同様に、業務が完了した後には支出負担行為書が起票されていた。

これらのことは、決裁手続きを経ないまま業務を発注し完了していることを示すとともに、平成17年度に完了した業務であるにもかかわらず、平成18年度の支出として処理したことになり、会計年度独立の原則からも極めて不適切である。

委託料の支出事務に当たっては、財務事務の処理方法及び管理点検体制を見直し、適正な事務処理が行われるよう改善され

たい。

(3) 河川整備課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、除草等委託で準用河川鳩川及び準用河川姥川・水路について、次のような不適切な事例が見られた。

ア 当初の支払予定金額を上回る見込みとなり支出負担行為額の増額を行っているが、その増額を見込むに当たって、各工種毎の予定数量の積算を行う際に実績数量を考慮しなかったため、変更委託設計書における変更後の予定数量が堤防除草工(人力)等の工種において実績数量を下回る結果となっていた。

変更委託設計書の積算に当たっては、確認・検算体制を強化するとともに、実績数量を把握し、適正な積算を行うよう努められたい。

イ 堤防除草工(機械)を基準工種として入札を行い、18種の工種の施工単価を決定しているが、契約工種以外で類似する作業の工種が必要となった場合には、特記仕様書に基づき発注者と受託者の協議により施工単価を決定している。しかしながら、落葉樹等の伐採を契約工種である竹等伐採工の類似業務とみなし協議により対応しているものが、既支払額の3割を超える割合となっており、単価契約の意味をないがしろにするものである。

委託料の契約事務に当たっては、対象工種及びその施工単価を明確にするとともに、契約した工種以外の特殊な工種の必要が生じた場合は、別途発注するなど契約方法を見直し、適正な事務処理が行われるよう改善されたい。